一般社団法人日本カバディ協会 個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本カバディ協会(以下「本協会」という。)が、「個人情報保護に関する基本方針」に従い、個人情報(「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)第2条第3項に規定する個人情報をいい、番号法第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ)の適正な取扱いに関して本協会の役職員等が遵守すべき事項を定め、これを実施運用することにより個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程及びこの規程に基づいて策定される規則等において使用する用語については、次のとおりとする。

(1) 個人情報

「個人情報」とは、個人情報保護法第2条第1項に規定する生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)並びに個人識別符号が含まれるものをいう。

(2) 要配慮個人情報

「要配慮個人情報」とは、個人情報保護法第2条第3項に規定する個人情報であって、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして法令で定める記述等が含まれるものをいう。

(3) 個人番号

「個人番号」とは、番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

(4) 特定個人情報

「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(5) 特定個人情報等

「特定個人情報等」とは、特定個人情報及び関連情報を併せたものをいう。

(6) 個人番号関係事務

「個人番号関係事務」とは、番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務

に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

(7) 個人情報データベース等

「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合で、次に掲げるものをいう。

- ア 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に 構成したもの
- イ 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるよう に体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのも のを有するもの
- (8) 個人データ

「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(9) 本人

「本人」とは、当該個人情報によって識別される、又は識別され得る生存する特定 の個人をいう。

(10) 役職員等

「役職員等」とは、本協会に所属するすべての理事、監事、職員及び準職員をいう。

(11) 個人情報管理責任者

「個人情報管理責任者」とは、代表理事によって指名された者であって、個人情報保護に関する法令遵守計画に関する責任と権限を有するものとする。

(適用範囲)

- 第3条 この規程は、すべての役職員等に適用する。また、退職後においても在任又は 在籍中に取得・アクセスした個人情報等については、この規程に従うものとする。
- 2 専門委員、研究員、各種委員会委員、顧問及び本協会の事業について委嘱又は依頼 を受けた者が、本協会の業務に従事する場合には、当該従事者は、この規程を遵守 しなければならない。
- 3 前項の従事者を管理する立場にある者は、当該従事者に対し、この規程の遵守を確保 するために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報管理責任者)

第4条 本協会においては、事務局長を個人情報管理責任者とする。

- 2 個人情報管理責任者は、必要に応じて、本協会で取り扱う個人情報等について、この 規程に定める諸事項を実施・徹底するため、個人情報保護に関する法令遵守計画等の 細則を策定しなければならない。
- 3 個人情報管理責任者は、この規程等の適正な実施及び運用を図り、個人情報等が外部

に漏洩したり、不正に使用されたり、あるいは改竄されたりすること等がないよう に管理する責を負う。

(個人情報等の取得)

- 第5条 個人情報等の取得は、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段に よって取得してはならない。また、要配慮個人情報については、原則として法令で 定める場合を除き、事前に本人の同意を得ないで取得することができない。
- 2 個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、 速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の 書面(電磁的記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

(利用目的及び個人情報の利用)

- 第6条 個人情報等を取り扱うに当たっては、事前にその利用目的を明確に定めるものとし、 当該利用目的は、本協会の業務において必要な範囲であり、かつ本人等から同意を 得、又は通知もしくは公表した利用目的の範囲内でなければならない。
- 2 特定個人情報を除き、利用目的を変更することができる。ただし、変更前の利用目的 と関連性を有すると合理的に認められる範囲内とする。
- 3 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

(個人情報等の提供)

- 第7条 法令で定める場合を除き、個人情報等は第三者に提供してはならない。
- 2 前項の定めにかかわらず、本協会の業務を遂行するために当該業務等の一部又は全部 を第三者に委託する必要がある場合には、次に掲げる条件を満たす業務委託先に限り、 本人等が事前承諾した利用目的の範囲内において個人情報等(要配慮個人情報を除く) を当該業務委託先に対して提供できるものとする。
 - (1) 社会通念上相当な事業活動を営む者であること
 - (2) 個人情報等の保護に関し、この規程と同等以上の規程を有し、かつその適正な運用及び実施がなされている者であること
 - (3) 本協会との間に、適正な内容の個人情報等の保護に関する定めを締結し、これを 遵守することが見込まれる者であること

- 3 前項の業務委託を行う場合は、事前に個人情報管理責任者による承諾を得なければな らない。
- 4 本条第2項の定めに従い、個人情報等を取り扱う業務を第三者に委託した場合には、 本協会が当該業務委託先に課した個人情報等の適切な管理義務が、確実に遵守される よう適時、確認・指導するものとする。

(個人情報等の正確性確保)

第8条 個人情報等は、利用目的達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう管理運営しなければならない。

(安全管理)

- 第9条 個人情報管理責任者は、個人情報等の安全管理のため、個人情報等の不正アクセス、 漏洩、滅失又は毀損防止に努めるものとする。
- 2 個人情報管理責任者は、必要に応じて個人情報等の安全管理のため、必要かつ適正な 措置を定めるものとし、当該個人情報等を取り扱う役職員等に遵守させなければなら ない。

(役職員等の監督)

第10条 個人情報管理責任者は、個人情報等の安全管理が図られるよう、個人情報等を扱 う役職員等に対して必要かつ適切な指導・監督を定期的に行わなければならない。

(個人情報等の消去・廃棄)

- 第11条 利用する必要がなくなった個人情報等については、直ちに当該個人情報等を消去・破棄しなければならない。
- 2 個人情報管理責任者は、個人情報等の消去・破棄を行うに当たり、消去・廃棄の日、 消去・廃棄した個人情報等の内容及び消去・廃棄の方法を書面に記録し、これを本協 会が別に定める期間、保存しなければならない。

(通報及び調査義務等)

- 第12条 役職員等は、個人情報等が外部に漏洩していることを知った場合又はそのおそれ があると気づいた場合には、直ちに個人情報管理責任者に通報しなければならな い。
- 2 個人情報管理責任者は、個人情報等の外部への漏洩について役職員等から通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

(報告及び対策)

- 第13条 個人情報管理責任者は、前条に基づく事実関係の調査の結果、個人情報等が外部 に漏洩していることを確認した場合には、直ちに次の各号に掲げる事項を代表理 事のほか、影響を受ける可能性のある本人並びに個人情報保護委員会等の関係機 関に報告しなければならない。
 - ア 漏洩した個人情報等の範囲
 - イ 漏洩先
 - ウ 漏洩した日時
 - エ その他調査で判明した事実
- 2 個人情報管理責任者は、代表理事並びに関係機関とも相談の上、当該漏洩についての 具体的対応及び対策を講じるともに、再発防止策を策定しなければならない。

(自己情報に関する権利)

第14条 本人から自己の個人情報等について開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとする。また、開示の結果、誤った情報があり、訂正、追加又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるとともに、訂正、追加又は削除を行った場合は、当該個人情報等の受領者に対して通知を行うものとする。

(個人情報等の利用又は提供の拒否権)

- 第15条 本協会がすでに保有している個人情報等について、本人からの自己の情報についての利用の停止又は消去の請求があった場合は、これに応じるものとする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。
 - (1) 法令の規定による場合
 - (2) 本人又は公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合

(苦情の処理)

- 第16条 本協会の個人情報等の取扱いに関する苦情の窓口業務は、事務局が担当する。
- 2 個人情報管理責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備並びに支援を 行う。
- 3 個人情報管理責任者は、適宜、苦情の内容について代表理事に報告するものとする。

(個人情報等に関する取扱規則)

第17条 個人情報並びに特定個人情報に関する取扱いの細則については、代表理事が別に定めるものとする。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2021年2月27日から施行する。